

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 知事部局、企業局、病院局

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.6%
全職員	80.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.8%
本庁課長相当職	106.4%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.3%
31～35年	98.3%
26～30年	94.5%
21～25年	93.6%
16～20年	90.4%
11～15年	92.3%
6～10年	95.3%
1～5年	95.6%

【説明欄】

1 任期の定めのない常勤職員の給与差異の要因

- ・ 男性職員の方が女性職員より勤続年数の長い職員や年齢層の高い職員の割合が大きいこと。
- ・ 課長補佐以上の職員に占める女性の割合が男性より低いこと。
※男性：43.0%、女性24.1%（R7年4月1日時点）
- ・ 扶養手当について、主たる扶養者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は79.0%であること。
- ・ 任期の定めのない常勤職員全体における勤続年数10年以下の男性職員の占める割合が32.7%であるのに対し、女性の割合は44.9%と、女性の方が勤続年数の短い職員の占める割合が高くなっていること。

2 任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与差異の要因

- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員は会計年度任用職員、再任用職員（フル、ショート）、育休代替臨時職員、任期付職員に分けられるが、男性については比較的年収の高い再任用職員（フル）と任期付職員が全体の18.6%を占めており、比較的年収の低い会計年度任用職員は70.0%にとどまっている。一方で、女性は、会計年度任用職員の占める割合が86.0%と高いこと。

〈任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合〉

男性：会計年度任用職員70.0%、再任用職員（フル）12.4%、
再任用職員（ショート）7.4%、育休代替臨時職員4.0%、任期付職員6.2%
女性：会計年度任用職員86.0%、再任用職員（フル）1.1%、
再任用職員（ショート）2.0%、育休代替臨時職員6.4%、任期付職員4.5%

3 全職員の給与差異の要因

- ・ 男性については、平均給与額が高い任期の定めのない常勤職員の占める割合が75.6%となっている一方で、女性についてはその割合が57.7%となっていること。

〈全職員の割合〉

男性：任期の定めのない常勤職員75.6%、任期の定めのない常勤職員以外の職員24.4%
女性：任期の定めのない常勤職員57.7%、任期の定めのない常勤職員以外の職員42.3%